

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和5年12月定例会

| | | | |
|---|---|-----------|---------------------|
| 受 理 番 号 | 8 | 受 理 年 月 日 | 令 和 5 年 1 1 月 2 1 日 |
| 請 願 ・ 陳 情 者 | 群馬県前橋市本町3-9-10 群馬県医療労働組合連合会 中央執行委員長 出浦 匠人 | | |
| 紹 介 議 員 | 角田 喜和 | | |
| 付 託 委 員 会 | 教育福祉常任委員会 | | |
| <p>国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願書</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>4年目に突入したコロナ禍、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民の命と健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政策に対して喜びの声がある一方、賃上げの対象が限定されたため、本来、チームワークが強く求められる医療・介護現場に差別が持ち込まれ、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」（月額平均1万2,000円相当）においては、診療所や訪問看護などは対象から外され、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8,000余りある医療施設のうち対象は2,720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。</p> <p>40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では経団連が「大幅な賃上げは企業の社会的責務だ」として人材獲得の観点から大幅賃上げを表明し、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物資やサービスを値上げに価格転嫁できず、経営者は賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。このため「給与の上がらない医療・介護分野」から「より給与の高い他産業」へと人材流出が生じ、医療関係職種の有効求人倍率は高止まりし、医療関係職種の入職超過率は2022年には産業計を0.3%下回っており人材不足が進んでいます。</p> <p>安心・安全で質の高い医療の推進、サービスの提供には、人材を確保するために安定した経営も必要であり、新型コロナウイルス感染症への対応による経費増や患者の受診控えによる収入減、物価高騰等に対する医療・介護施設への経済的援助の拡充が必要です。そして、全てのケア労働者の大幅賃上げと広く平等な処遇改善につながる診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引上げと同時に患者・利用者の負担軽減策も加えて必要であると考えています。</p> | | | |

以上の趣旨から下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

【請願項目】

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 2 全ての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。